



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年9月16日金曜日 第2302号

◇ 目次 ◇

障害者就業・生活支援センターの指定.....	746
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	746
漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....	747
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....	747
土地収用法に基づく事業の認定.....	747
土砂災害警戒区域の指定.....	748
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	749
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	751
建設業者の許可の取消し（2件）.....	751
開発行為に関する工事の完了.....	752
土地改良事業の工事完了の届出.....	753
道路の区域変更（県道池田中山線）.....	753
道路の供用開始（一般国道378号）.....	753
道路の供用開始（一般国道378号）.....	753

雑報

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の平成22年度に係る財務諸表

の公告..... 753

告 示

○愛媛県告示第1102号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターを次のとおり指定した。

平成23年9月16日

愛媛県知事 中村時広

- 1 名称 社会福祉法人澄心
- 2 住所 四国中央市豊岡町大町2005番1
- 3 事務所の所在地 四国中央市三島宮川4-6-55
- 4 指定をした日 平成23年9月8日

○愛媛県告示第1103号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年9月16日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
マルナカ神拝店	西条市神拝甲175番地2	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後8時	午後9時40分	平成23年10月1日	平成23年9月5日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時40分から午後8時20分まで	午前8時40分から午後10時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1104号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成23年9月16日

愛媛県知事 中村時広

（中予地方局産業経済部管内）

中島加入区

○愛媛県告示第1105号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成19年9月愛媛県告示第1505号）による保険に付すべき義務は、平成23年9月15日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成23年9月16日

愛媛県知事 中村時広

（中予地方局産業経済部管内）

中島加入区

○愛媛県告示第1106号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成23年9月16日

愛媛県知事 中村時広

1 起業者の名称

伊予市

2 事業の種類

（仮称）伊予市総合保健福祉センター整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

愛媛県伊予市尾崎字天神下及び米湊字大下地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、愛媛県伊予市尾崎字天神下及び米湊字大下地内を起業地とする「（仮称）伊予市総合保健福祉センター整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、伊予市が設置する保健センター、ボランティアセンター、歯科保健センター、障害児タイムケア及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に基づく児童厚生施設（児童センター）で構成される総合保健福祉センターに

関する事業であることから、土地収用法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供する施設」及び同条第23号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、伊予市議会において伊予市一般会計予算の議決を受け施行するものであることから、伊予市は、本件事業を施行する権能を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益

伊予市の地域保健行政では、「自分の健康は自分で守る」というスローガンのもと、病気の一次予防に重点を置いた各種サービスを提供するため、伊予市保健センターを設置して地域の保健需要に対応しているほか、虫歯予防施策を通じて市民が生涯にわたり健康で幸せに暮らせるよう、伊予市歯科保健センターを拠点として、幅広い年齢層を対象とした虫歯の早期発見や予防、個別歯科指導など、市民の口腔ケアに対する意識向上を図っている。

一方、同市の地域福祉行政では、未来を担う子どもが健やかに育つ環境や、安心して子どもを産み育てることができる社会の形成を目指して、児童館「あすなる」を拠点に、地域における子育て支援や児童の健全育成に関する各種施策を実施しているほか、社会福祉法人「なぎさ園」の敷地内において、心身に障害のある小中高校生を対象に、放課後や長期休暇期間に適切な遊びや生活指導を実施する「障害児タイムケア」事業を展開し、障害のある児童・生徒の健全な育成及び保護者の就労支援、一時的な休息等福祉の増進に重要な役割を果たしている。

また、一人ひとりが「福祉の担い手である」という意識と「共に支え合い助け合う」という福祉の心の醸成に向けて、関係福祉団体等との連携・協力のもと、地域のボランティアグループやリーダー育成支援を目的とした「ボランティアセンター」を設置し、地域自らが福祉サービスの担い手となる活動の支援を行っている。

しかし、昭和55年建築の伊予市保健センターは、壁面落下などの老朽化が進み、市民が安全で安心して利用できない状況にあり、昭和44年建築のボランティアセンターは、エレベーターが設置されていないなど、高齢者や障害者にとって不便な施設となっている。さらに、ボランティアセンターは専用室が一室しかないため、1日に利用できる団体数が限られているほか、障害児タイムケアは「なぎさ園」の敷地内にプレハブを賃借して運営しており、活動スペースが狭いため、登録者全員を受け入れられないなど、施設の運営に支障をきたしている。

また、児童館「あすなる」は、法務局として使用していた施設を再利用しているため、児童館として使用するにはスペースが狭く、駐車場も不足しているほか、歯科保健センターは、歯科診療所の診察室を利用していることから、医療行為中の使用が困難なうえ、市中心部から離れた中山地区に設置

されているため、両施設については、事実上近隣の利用者に限られた施設となっている。

これらの問題を解消するため、第1次伊予市総合計画実施計画及び伊予市次世代育成支援行動計画において、本件事業を主要事業として明示するとともに、庁舎等建設検討委員会において検討を重ねた結果、保健・福祉の連携強化及び両サービスの充実を図るため、各施設の機能を集約し、総合保健福祉センターとして一体整備することとしたものである。

本件事業の施行により、ユニバーサルデザインに対応した複合拠点施設として、一体的な保健福祉サービスの提供が可能となるだけでなく、多様化かつ複雑化するニーズへの柔軟な対応や世代間交流の促進にもつながるものと認められる。

なお、本件事業の施行による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等による環境影響評価の対象となるような大規模で環境へ大きな影響を及ぼすおそれのある事業ではなく、その運営による周辺環境への影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存在するものと認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件及び経済的条件による3案の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は他の代替案と比較して最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

将来的に各施設の利用者の増加が見込まれる中で、既存の施設では、老朽化により市民の安心・安全な利用が担保できないだけでなく、施設の狭あい化により適切な保健福祉サービスの提供に著しく支障をきたしていることから、これらの問題を解消する拠点施設を早期に整備する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的を達成するために必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があ

ると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所
伊予市役所総務部庁舎建設課

○愛媛県告示第1107号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成23年 9月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
榎木川 204 - 1005	八幡浜市日土町（次の図のとおり）	土石流
湯藤川 204 - 1059	八幡浜市五反田（次の図のとおり）	土石流
スズメダ川 204 - 1070	八幡浜市若山（次の図のとおり）	土石流
南西光川 204 - 1071	八幡浜市若山（次の図のとおり）	土石流
南八代川 204 - 1083	八幡浜市八代（次の図のとおり）	土石流
ライシガウラ川 204 - 1093	八幡浜市吉間（次の図のとおり）	土石流
上十万田川 204 - 1094	八幡浜市吉間（次の図のとおり）	土石流
クロサキ川 204 - 1098	八幡浜市合田（次の図のとおり）	土石流
北浦川 204 - 1109	八幡浜市真網代（次の図のとおり）	土石流
日之地川 441 - 1152	八幡浜市保内町須川（次の図のとおり）	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、

八幡浜土木事務所及び八幡浜市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1108号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成23年 9月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
尾之花 204 - I - 15 05(1)	八幡浜市日土町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	尾之花 204 - I - 15 05(1)	八幡浜市日土町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川辻 204 - I - 15 06(1)	八幡浜市日土町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	川辻 204 - I - 15 06(1)	八幡浜市日土町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
続敷 204 - I - 15 07(1)	八幡浜市日土町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	続敷 204 - I - 15 07(1)	八幡浜市日土町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南裏 204 - I - 15 11(1)	八幡浜市郷(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	南裏 204 - I - 15 11(1)	八幡浜市郷(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
穴井 204 - I - 15 53	八幡浜市穴井(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	穴井 204 - I - 15 53	八幡浜市穴井(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
水の元 204 - I - 15 59	八幡浜市水元(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	水の元 204 - I - 15 59	八幡浜市水元(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川之内下 204 - I - 15 62(1)	八幡浜市川之内(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	川之内下 204 - I - 15 62(1)	八幡浜市川之内(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
尾之花 A 204 - I - 15 67(1)	八幡浜市日土町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	尾之花 A 204 - I - 15 67(1)	八幡浜市日土町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中当 204 - I - 15 72(1)	八幡浜市日土町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中当 204 - I - 15 72(1)	八幡浜市日土町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本村 204 - I - 15 75	八幡浜市若山(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	本村 204 - I - 15 75	八幡浜市若山(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
谷 A 204 - I - 15 77	八幡浜市谷(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	谷 A 204 - I - 15 77	八幡浜市谷(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八代 204 - I - 15 79(1)	八幡浜市八代(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	八代 204 - I - 15 79(1)	八幡浜市八代(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

水ノ本 B 204 - I - 15 81(1)	八幡浜市八代(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	水ノ本 B 204 - I - 15 81(1)	八幡浜市八代(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
人加志 C 204 - I - 15 82(1)	八幡浜市八代(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	人加志 C 204 - I - 15 82(1)	八幡浜市八代(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
合田 D 204 - I - 15 83	八幡浜市合田(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	合田 D 204 - I - 15 83	八幡浜市合田(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川名津 B 204 - I - 15 85	八幡浜市川上町川名津(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	川名津 B 204 - I - 15 85	八幡浜市川上町川名津(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
布喜川 204 - I - 15 86	八幡浜市布喜川(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	布喜川 204 - I - 15 86	八幡浜市布喜川(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上泊 204 - I - 15 87	八幡浜市川上町上泊(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	上泊 204 - I - 15 87	八幡浜市川上町上泊(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
谷 B 204 - I - 27 35	八幡浜市谷(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	谷 B 204 - I - 27 35	八幡浜市谷(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
夢永 441 - I - 12 1(2)	八幡浜市保内町磯崎(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	夢永 441 - I - 12 1(2)	八幡浜市保内町磯崎(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
枇杷谷 441 - I - 12 3(2)	八幡浜市保内町宮内(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	枇杷谷 441 - I - 12 3(2)	八幡浜市保内町宮内(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥 441 - I - 13 1(2)	八幡浜市保内町須川(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	奥 441 - I - 13 1(2)	八幡浜市保内町須川(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
喜木 441 - I - 16 00(1)	八幡浜市保内町喜木(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	喜木 441 - I - 16 00(1)	八幡浜市保内町喜木(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東今出川 204 - 1003	八幡浜市日土町(次の図のとおり)	土石流	東今出川 204 - 1003	八幡浜市日土町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ムシロタ川 204 - 1008	八幡浜市日土町(次の図のとおり)	土石流	ムシロタ川 204 - 1008	八幡浜市日土町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
続敷川 204 - 1009	八幡浜市日土町(次の図のとおり)	土石流	続敷川 204 - 1009	八幡浜市日土町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
梶谷川 204 - 1010	八幡浜市日土町(次の図のとおり)	土石流	梶谷川 204 - 1010	八幡浜市日土町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下梶谷川 204 - 1011	八幡浜市日土町(次の図のとおり)	土石流	下梶谷川 204 - 1011	八幡浜市日土町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

影浦川 204 - 1047	八幡浜市 市川之内 (次の図の とおり)	土石流	影浦川 204 - 1047	八幡浜市 市川之内 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり	流田川 204 - 1077	八幡浜市 市布喜川 (次の図の とおり)	土石流	流田川 204 - 1077	八幡浜市 市布喜川 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり
梅ノ当 川 204 - 1058	八幡浜市 市松柏 (次の図の とおり)	土石流	梅ノ当 川 204 - 1058	八幡浜市 市松柏 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり	ノリカ ツコ川 204 - 1078	八幡浜市 市布喜川 (次の図の とおり)	土石流	ノリカ ツコ川 204 - 1078	八幡浜市 市布喜川 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり
西鯨川 204 - 1060	八幡浜市 市五反田 (次の図の とおり)	土石流	西鯨川 204 - 1060	八幡浜市 市五反田 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり	大谷川 204 - 1079	八幡浜市 市布喜川 (次の図の とおり)	土石流	大谷川 204 - 1079	八幡浜市 市布喜川 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり
東鯨川 204 - 1061	八幡浜市 市五反田 (次の図の とおり)	土石流	東鯨川 204 - 1061	八幡浜市 市五反田 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり	佐小田 川 204 - 1080	八幡浜市 市五反田 (次の図の とおり)	土石流	佐小田 川 204 - 1080	八幡浜市 市五反田 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり
鯨川 204 - 1062	八幡浜市 市五反田 (次の図の とおり)	土石流	鯨川 204 - 1062	八幡浜市 市五反田 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり	上川筋 川 204 - 1081	八幡浜市 市八代 (次の図の とおり)	土石流	上川筋 川 204 - 1081	八幡浜市 市八代 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり
黒岩川 204 - 1063 - 1	八幡浜市 市国木 (次の図の とおり)	土石流	黒岩川 204 - 1063 - 1	八幡浜市 市国木 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり	ヒトカ シ川 204 - 1084	八幡浜市 市八代 (次の図の とおり)	土石流	ヒトカ シ川 204 - 1084	八幡浜市 市八代 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり
黒岩川 204 - 1063 - 2	八幡浜市 市国木 (次の図の とおり)	土石流	黒岩川 204 - 1063 - 2	八幡浜市 市国木 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり	北八代 川 204 - 1085	八幡浜市 市八代 (次の図の とおり)	土石流	北八代 川 204 - 1085	八幡浜市 市八代 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり
黒岩川 204 - 1063 - 3	八幡浜市 市国木 (次の図の とおり)	土石流	黒岩川 204 - 1063 - 3	八幡浜市 市国木 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり	十万田 川 204 - 1096	八幡浜市 市合田 (次の図の とおり)	土石流	十万田 川 204 - 1096	八幡浜市 市合田 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり
寺の下 川 204 - 1064	八幡浜市 市湯島 (次の図の とおり)	土石流	寺の下 川 204 - 1064	八幡浜市 市湯島 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり	オーサ キ川 204 - 1097	八幡浜市 市合田 (次の図の とおり)	土石流	オーサ キ川 204 - 1097	八幡浜市 市合田 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり
谷の間 川 204 - 1065	八幡浜市 市五反田 (次の図の とおり)	土石流	谷の間 川 204 - 1065	八幡浜市 市五反田 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり	長畑川 204 - 1099	八幡浜市 市川上 町白石 (次の図の とおり)	土石流	長畑川 204 - 1099	八幡浜市 市川上 町白石 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり
中津大 川 204 - 1067	八幡浜市 市日之地 (次の図の とおり)	土石流	中津大 川 204 - 1067	八幡浜市 市日之地 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり	宮川 204 - 1100	八幡浜市 市川上 町白石 (次の図の とおり)	土石流	宮川 204 - 1100	八幡浜市 市川上 町白石 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり
宮ノ前 川 204 - 1068	八幡浜市 市中津川 (次の図の とおり)	土石流	宮ノ前 川 204 - 1068	八幡浜市 市中津川 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり	寺川 204 - 1101	八幡浜市 市川上 町川名 津 (次の図の とおり)	土石流	寺川 204 - 1101	八幡浜市 市川上 町川名 津 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり
水の元 川 204 - 1069	八幡浜市 市若山 (次の図の とおり)	土石流	水の元 川 204 - 1069	八幡浜市 市若山 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり	蟻王川 204 - 1102	八幡浜市 市川上 町川名 津 (次の図の とおり)	土石流	蟻王川 204 - 1102	八幡浜市 市川上 町川名 津 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり
水の元 川 204 - 1074	八幡浜市 市釜倉 (次の図の とおり)	土石流	水の元 川 204 - 1074	八幡浜市 市釜倉 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり	ムカイ 川 204 - 1104	八幡浜市 市川上 町川名 津 (次の図の とおり)	土石流	ムカイ 川 204 - 1104	八幡浜市 市川上 町川名 津 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり
笠倉川 204 - 1075	八幡浜市 市釜倉 (次の図の とおり)	土石流	笠倉川 204 - 1075	八幡浜市 市釜倉 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり	中瀬戸 川 204 - 1106	八幡浜市 市川上 町上泊 (次の図の とおり)	土石流	中瀬戸 川 204 - 1106	八幡浜市 市川上 町上泊 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり
ナガヤ 川 204 - 1076	八幡浜市 市日の浦 (次の図の とおり)	土石流	ナガヤ 川 204 - 1076	八幡浜市 市日の浦 (次の図の とおり)	土石流	次の図のと おり							

東川 204 - 1110	八幡浜市真網代(次の図のとおり)	土石流	東川 204 - 1110	八幡浜市真網代(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小網代川 204 - 1112	八幡浜市小網代(次の図のとおり)	土石流	小網代川 204 - 1112	八幡浜市小網代(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北浦川 204 - 1113	八幡浜市穴井(次の図のとおり)	土石流	北浦川 204 - 1113	八幡浜市穴井(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
穴井川 204 - 1114	八幡浜市穴井(次の図のとおり)	土石流	穴井川 204 - 1114	八幡浜市穴井(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南浦川 204 - 1116	八幡浜市穴井(次の図のとおり)	土石流	南浦川 204 - 1116	八幡浜市穴井(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下南浦川 204 - 1117	八幡浜市穴井(次の図のとおり)	土石流	下南浦川 204 - 1117	八幡浜市穴井(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ソウズ川 204 - 1118	八幡浜市穴井(次の図のとおり)	土石流	ソウズ川 204 - 1118	八幡浜市穴井(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
丸山川 441 - 1131	八幡浜市保内町宮内(次の図のとおり)	土石流	丸山川 441 - 1131	八幡浜市保内町宮内(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺川 441 - 1134	八幡浜市保内町川之石(次の図のとおり)	土石流	寺川 441 - 1134	八幡浜市保内町川之石(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
雨井川 441 - 1135	八幡浜市保内町川之石(次の図のとおり)	土石流	雨井川 441 - 1135	八幡浜市保内町川之石(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東山川 441 - 1136	八幡浜市保内町川之石(次の図のとおり)	土石流	東山川 441 - 1136	八幡浜市保内町川之石(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
瀧澤寺川 441 - 1137	八幡浜市保内町川之石(次の図のとおり)	土石流	瀧澤寺川 441 - 1137	八幡浜市保内町川之石(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
琴平川 441 - 1138	八幡浜市保内町川之石(次の図のとおり)	土石流	琴平川 441 - 1138	八幡浜市保内町川之石(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

オンバ川 441 - 1140	八幡浜市保内町宮内(次の図のとおり)	土石流	オンバ川 441 - 1140	八幡浜市保内町宮内(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西之河川 441 - 1141	八幡浜市保内町宮内(次の図のとおり)	土石流	西之河川 441 - 1141	八幡浜市保内町宮内(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大久保川 441 - 1142	八幡浜市保内町宮内(次の図のとおり)	土石流	大久保川 441 - 1142	八幡浜市保内町宮内(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上枇杷谷川 441 - 1145	八幡浜市保内町宮内(次の図のとおり)	土石流	上枇杷谷川 441 - 1145	八幡浜市保内町宮内(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
城高川 441 - 1151	八幡浜市保内町喜木(次の図のとおり)	土石流	城高川 441 - 1151	八幡浜市保内町喜木(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
紺屋川 441 - 1157	八幡浜市保内町川之石(次の図のとおり)	土石流	紺屋川 441 - 1157	八幡浜市保内町川之石(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、八幡浜土木事務所及び八幡浜市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1109号

西条市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・北条下田地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成23年 9月16日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・北条下田地区)計画書の写し
- (2) 西条市市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成23年 9月20日から10月19日まで

3 縦覧場所

西条市役所 東予総合支所

○愛媛県告示第1110号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成23年 9月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(特-22)第8750号	平成23年 1月23日	加藤開発工業(株)	加藤 英二	新居浜市光明寺1丁目甲 607-3	平成23年 8月2日	土木工事業、建築工事業 大工工事業 とび・土工工事業 鉄筋工事業 しゅんせつ工事業	建設業の廃止
(般-18)第4275号	平成18年 9月20日	(株)北田組	北田 秀穂	西条市小松町新屋敷甲29 78	平成23年 8月18日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-19)第15240号	平成20年 2月5日	(株)サンコー設計	檜垣 光男	今治市郷六ヶ内町2-4 -50	平成23年 8月23日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1111号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成23年 9月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般-19)第1807号	平成19年 10月26日	(株)日本防水松山工業所	大石 省三	松山市石手1-3-19	平成23年 8月2日	塗装工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-18)第14793号	平成18年 8月9日	(有)シンコー	宮内 幸枝	松山市畑寺3-3-23	平成23年 8月3日	土木工事業、石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-21)第14260号	平成21年 6月14日	(株)ナトム	堀切 俊作	東温市松瀬川甲533-69	平成23年 8月8日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-18)第14799号	平成18年 8月21日	(有)山本配管工業	山本 博水	松山市西垣生町1715-6	平成23年 8月10日	管工事業	建設業の廃止
(般-20)第15347号	平成20年 7月1日	(有)橋興	橋本 進也	松山市畑寺4-2-18	平成23年 8月12日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-21)第16565号	平成21年 9月28日	ニュータナベ(株)	高木 正則	東温市北方3114メゾン プリムラ303	平成23年 8月15日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業、ほ装工事業 しゅんせつ工事業	建設業の廃止
(般-19)第43号	平成19年 8月28日	猪口土建(株)	池田 佳剛	伊予市双海町上灘甲2057 -3	平成23年 8月18日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般-18)第9358号	平成18年 9月22日	八坂建設(株)	竹下 幸雄	松山市市坪南2-16-32	平成23年 8月22日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(特-18)第398号	平成18年 11月24日	(株)杉野工務店	杉野 康平	松山市清住2-1087-1	平成23年 8月23日	塗装工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-22)第16773号	平成22年 11月10日	吉本電工	吉本良太郎	松山市下伊台町1309-53	平成23年 8月23日	電気工事業	建設業の廃止
(般-18)第12419号	平成18年 10月13日	(有)三宅川配管	三宅川 勝	松山市三町2-7-5	平成23年 8月24日	土木工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-19)第13779号	平成19年 7月24日	(株)中村産業	中村 好宏	松山市南吉田町2295-1	平成23年 8月30日	さく井工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-20)第16307号	平成20年 6月5日	(株)イーストモバイル	藤本 諫男	松山市北梅本町803-2	平成23年 8月31日	土木工事業 電気通信工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1112号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 9月16日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
23中局建(開)第27号 平成23年9月7日	伊予郡松前町大字筒井字神子舞404番1、404番3及び404番4	伊予郡松前町大字筒井1169番地 武井建治 熊本県熊本市月出2丁目2番47号 藤岡 雄一郎

○愛媛県告示第1113号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、宇和島市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成23年9月16日

愛媛県南予地方局長 山本 龍典

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業(かんがい排水)	内田地区	平成23年8月31日

○愛媛県告示第1114号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年9月16日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬南10番8地先から 同町大瀬南7790番3まで	旧	メートル 3.9~6.3	キロメートル 0.240	
			新	0.0	0.000	

○愛媛県告示第1115号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年9月16日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	西予市明浜町俵津2番耕地495番5から 同町俵津2番耕地467番6まで	平成23年9月16日

○愛媛県告示第1116号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年9月16日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	西予市明浜町俵津1番耕地540番7地先から 同町俵津1番耕地537番1地先まで	平成23年9月16日

雑 報

○公 告

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第34条第4項の規定に基づき、公立大学法人愛媛県立医療技術大学の平成22年度に係る財務諸表について、次のとおり公告する。

平成23年 9月16日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学
理事長 井 出 利 憲

貸借対照表

(平成23年3月31日)

【単位：円】

勘定科目	金額	
資産の部		
I 固定資産		
1 有形固定資産		
建物	1,285,818,500	
建物減価償却累計額	<u>46,981,202</u>	1,238,837,298
構築物	5,197,500	
構築物減価償却累計額	<u>86,625</u>	5,110,875
工具器具備品	55,039,870	
工具器具備品減価償却累計額	<u>11,521,891</u>	43,517,979
図書		288,531,324
有形固定資産合計		<u>1,575,997,476</u>
2 無形固定資産		
ソフトウェア		8,547,709
電話加入権		18,000
無形固定資産合計		<u>8,565,709</u>
固定資産合計		1,584,563,185
II 流動資産		
現金及び預金		126,356,962
未収入金		77,783
たな卸資産		497,724
前払費用		<u>1,168,440</u>
流動資産合計		<u>128,100,909</u>
資産合計		<u>1,712,664,094</u>
負債の部		
I 固定負債		
資産見返負債		
資産見返運営費交付金等	8,487,930	
資産見返寄附金	4,524,560	
資産見返物品受贈額	<u>292,782,956</u>	305,795,446
長期未払金		
長期リース債務	<u>30,367,357</u>	<u>30,367,357</u>
固定負債合計		336,162,803
II 流動負債		
寄附金債務		1,457,665
未払金		98,354,400
リース債務		10,568,616
未払費用		6,307,874
未払消費税等		51,100
預り金		<u>4,190,776</u>
流動負債合計		<u>120,930,431</u>
負債合計		457,093,234
純資産の部		
I 資本金		
地方公共団体出資金		<u>1,285,010,000</u>
資本金合計		1,285,010,000
II 資本剰余金		
資本剰余金		18,000
損益外減価償却累計額()		<u>46,949,604</u>
資本剰余金合計		<u>46,931,604</u>
III 利益剰余金		
当期末処分利益		<u>17,492,464</u>
(うち当期総利益 17,492,464)		
利益剰余金合計		<u>17,492,464</u>
純資産合計		<u>1,255,570,860</u>
負債純資産合計		<u>1,712,664,094</u>

損 益 計 算 書

(平成22年 4月 1日 - 平成23年 3月31日)

【単位：円】

勘 定 科 目	金 額	
経常費用		
業務費		
教育経費	53,722,356	
研究経費	14,743,683	
教育研究支援経費	10,755,392	
受託事業費	748,529	
役員人件費	38,185,702	
教員人件費	560,877,628	
職員人件費	113,153,249	792,186,539
一般管理費		52,382,508
財務費用		
支払利息	558,823	558,823
経常費用合計		<u>845,127,870</u>
経常収益		
運営費交付金収益		630,857,899
授業料収益		182,529,200
入学金収益		31,725,000
検定料収益		7,973,000
受託事業等収益		748,529
寄附金収益		1,109,326
資産見返負債戻入		
資産見返運営費交付金等戻入	158,893	
資産見返寄附金戻入	2,793	
資産見返物品受贈額戻入	5,126,382	5,288,068
財務収益		
受取利息	58,732	58,732
雑益		
財産貸付料収益	167,150	
手数料収入	66,000	
物品等売却収入	700,670	
雑益	1,396,760	2,330,580
経常収益合計		<u>862,620,334</u>
経常利益		17,492,464
臨時損失		
承継消耗品費		<u>32,155,236</u>
臨時利益		
物品受贈益		<u>32,155,236</u>
当期純利益		<u>17,492,464</u>
当期総利益		<u><u>17,492,464</u></u>

キャッシュ・フロー計算書

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

【単位：円】

区 分	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	57,953,947
人件費支出	624,276,014
その他の業務支出	39,161,725
運営費交付金収入	639,504,722
授業料収入	179,984,150
入学金収入	31,725,000
検定料収入	7,973,000
受託事業等収入	748,529
寄附金収入	3,867,782
その他の収入	2,231,902
小計	144,643,399
業務活動によるキャッシュ・フロー	144,643,399
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	11,669,010
小計	11,669,010
利息の受取額	58,732
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,610,278
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	8,737,623
小計	8,737,623
利息の支払額	505,527
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,243,150
IV 資金増加額	123,789,971
V 資金期首残高	2,566,991
VI 資金期末残高	126,356,962

利益の処分に関する書類

(平成22年 4月 1日 - 平成23年 3月31日)

【単位：円】

勘 定 科 目	金 額
I 当期末処分利益 当期総利益	17,492,464
II 利益処分額 地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額 (教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金)	17,492,464

行政サービス実施コスト計算書

(平成22年 4月 1日 - 平成23年 3月31日)

【単位：円】

勘 定 科 目	金 額	
I 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用		
業務費	792,186,539	
一般管理費	52,382,508	
財務費用	558,823	
臨時損失	32,155,236	877,283,106
(2) (控除)自己収入等		
授業料収益	182,529,200	
入学金収益	31,725,000	
検定料収益	7,973,000	
受託事業等収益	748,529	
寄附金収益	1,109,326	
資産見返寄附金戻入	2,793	
財務収益	58,732	
雑益	1,409,580	225,556,160
業務費用合計		651,726,946
II 損益外減価償却相当額		46,949,604
III 引当外賞与増加見積額		3,962,110
IV 引当外退職給付増加見積額		33,395,872
V 機会費用		
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用	46,396,769	
地方公共団体出資の機会費用	15,832,492	62,229,261
VI 行政サービス実施コスト		<u>723,547,829</u>

注 記

I 重要な会計方針

1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、退職一時金及び派遣職員人件費については費用進行基準を採用しています。

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、県から承継した固定資産については承継時の残存耐用年数で減価償却しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	11年～27年
構築物	10年
工具器具備品	1年～5年

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第85）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいています。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与一時金については、運営費交付金により財源措置されているため、賞与に係る引当金は計上していません。

なお、職員に支給する賞与のうち、翌期の運営費交付金により財源措置されるものについては、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額として、当事業年度末の支給対象期間に応じた支給見込額から前年度末の同見込額を控除した額を計上しています。

(2) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置されているため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第87に基づき計算された退職一時金に係る当事業年度末の引当外退職給付見積額から前事業年度末における同見積額を控除した額を計上しています。

4. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品について、最終仕入原価法を採用しています。

5. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 国等の財産の無償又は減額された使用料による賃貸取引の機会費用の計算方法

愛媛県から無償貸付されている土地については、愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則等に基づき使用料を算定していません。

(2) 地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成23年3月31日の利回りを参考に1.25%で計算しております。

6. リース取引の会計処理

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

II 貸借対照表注記

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| 1. 翌期の運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額 | 36,090,650円 |
| 2. 翌期以降の運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額 | 551,618,039円 |
- （愛媛県からの派遣職員に対する退職給付見積額は上記金額から除いております。）

III キャッシュ・フロー計算書注記

1. 資金の期末残高の貸借対照表表示科目の内訳

現金及び預金	126,356,962円
資金期末残高	126,356,962円

2. 重要な非資金取引

(1) 現物出資の受入による固定資産の取得

建物	1,285,010,000円
----	----------------

合計	1,285,010,000円
----	----------------

(2) 無償譲与等による固定資産の受入

工具器具備品	8,756,813円
--------	------------

(うち、ファイナンス・リース分 6,024,193円)

図書	283,544,470円
----	--------------

ソフトウェア	10,730,101円
--------	-------------

電話加入権	18,000円
-------	---------

合計	303,049,384円
----	--------------

(3) ファイナンス・リースによる資産の取得(県からの無償譲与分を除く。)

工具器具備品	44,732,207円
--------	-------------

合計	44,732,207円
----	-------------

3. 資金の期首残高

資金の期首算高は、奨学研究費寄附金の繰越額 2,566,991円です。

IV 行政サービス実施コスト計算書注記

1. 引当外賞与増加見積額の中には、愛媛県からの派遣職員に係る 849,624円が含まれています。

2. 引当外退職給付増加見積額の中には、愛媛県からの派遣職員に係る10,984,539円が含まれています。

3. 機会費用の内訳

機会費用はすべて設立団体(愛媛県)に係るものです。

V 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

VI 重要な後発事項

該当事項はありません。

附 属 明 細 書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（第85「特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

【単位：円】

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		差 引 当期末残高	摘要	
						当期償却額			
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	1,285,010,000	-	-	1,285,010,000	46,949,604	46,949,604	1,238,060,396	
	計	1,285,010,000	-	-	1,285,010,000	46,949,604	46,949,604	1,238,060,396	
有形固定資産	建物	-	808,500	-	808,500	31,598	31,598	776,902	
	構築物	-	5,197,500	-	5,197,500	86,625	86,625	5,110,875	
	工具器具備品	8,756,813	46,283,057	-	55,039,870	11,521,891	11,521,891	43,517,979	注2
	図書	283,544,470	5,630,553	643,699	288,531,324			288,531,324	
	計	292,301,283	57,919,610	643,699	349,577,194	11,640,114	11,640,114	337,937,080	
非償却資産	土地	-	-	-	-			-	
	計	-	-	-	-	-	-	-	
有形固定資産 の合計	土地	-	-	-	-			-	
	建物	1,285,010,000	808,500	-	1,285,818,500	46,981,202	46,981,202	1,238,837,298	
	構築物	-	5,197,500	-	5,197,500	86,625	86,625	5,110,875	
	工具器具備品	8,756,813	46,283,057	-	55,039,870	11,521,891	11,521,891	43,517,979	
	図書	283,544,470	5,630,553	643,699	288,531,324			288,531,324	
	計	1,577,311,283	57,919,610	643,699	1,634,587,194	58,589,718	58,589,718	1,575,997,476	
無形固定資産	ソフトウェア	10,730,101	-	-	10,730,101	2,182,392	2,182,392	8,547,709	
	電話加入権	18,000	-	-	18,000			18,000	
	計	10,748,101	-	-	10,748,101	2,182,392	2,182,392	8,565,709	

注1) 期首残高には愛媛県から現物出資された建物、無償譲渡された構築物、工具器具備品、図書、ソフトウェア、電話加入権を記載しています。

注2) 当期増加高の内訳

図書館総合管理システム(リース資産)	11,918,657円
学内LANサーバシステム(リース資産)	32,813,550円
防犯カメラ	889,350円
CO2インキュベーター	661,500円
計	46,283,057円

(2) たな卸資産の明細

【単位：円】

種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入	その他	払出	その他		
貯蔵品(灯油)	246,520	6,332,810	-	6,323,046	-	256,284	
貯蔵品(郵券類等)	642,400	2,555,930	-	2,956,890	-	241,440	
計	888,920	8,888,740	-	9,279,936	-	497,724	

注) たな卸資産は費用計上方式により会計処理しております。

また期首残高は、愛媛県から譲与されたものを記載しています。

(3) 有価証券の明細

該当事項はありません。

- (4) 長期貸付金の明細
該当事項はありません。
- (5) 長期借入金の明細
該当事項はありません。
- (6) 引当金の明細
該当事項はありません。
- (7) 資産除去債務の明細
該当事項はありません。
- (8) 保証債務の明細
該当事項はありません。
- (9) 資本金および資本剰余金の明細

【単位：円】

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資 本 金	地方公共団体出資金	1,285,010,000	-	-	1,285,010,000	
	計	1,285,010,000	-	-	1,285,010,000	
資本剰余金	無償譲与	18,000	-	-	18,000	
	計	18,000	-	-	18,000	
	損益外減価償却累計額	-	46,949,604	-	46,949,604	
	差引計	18,000	46,949,604	-	46,931,604	

- (10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細
該当事項はありません。

- (11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

- (11) - 1 運営費交付金債務

【単位：円】

交付年度	期首残高	交 付 金 当期交付額	当期振替額					小 計	期末残高
			運営費交付金 収 益	資 産 見 返 運営費交付金	建 設 仮 勘 定 見 返 運 営 費 交 付 金	資 本 剰 余 金			
平成22年度	-	639,504,722	630,857,899	8,646,823	-	-	639,504,722	-	
計	-	639,504,722	630,857,899	8,646,823	-	-	639,504,722	-	

- (11) - 2 運営費交付金収益

【単位：円】

区 分	平成22年度交付分	合 計
期間進行基準	442,788,930	442,788,930
費用進行基準	188,068,969	188,068,969
計	630,857,899	630,857,899

- (12) 地方公共団体等からの財源措置の明細

- (12) - 1 施設費の明細
該当事項はありません。

- (12) - 2 補助金等の明細
該当事項はありません。

(13) 役員及び教職員の給与の明細

【単位：円、人】

区 分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人数	支給額	支給人数
役員	常勤	31,687,798	3.0	-	-
	非常勤	450,000	1.3	-	-
	計	32,137,798	4.3	-	-
教職員	常勤	477,884,165	69.8	86,214,388	8
	非常勤	13,269,431	32.1	-	-
	計	491,153,596	101.9	86,214,388	8
合計	常勤	509,571,963	72.8	86,214,388	8
	非常勤	13,719,431	33.4	-	-
	計	523,291,394	106.2	86,214,388	8

注1) 役員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人愛媛県立医療技術大学役員報酬規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学役員退職手当規程に基づき支給しています。

注2) 教職員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員給与規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の給与の支給等に関する細則、職員の住居手当に関する細則、職員の通勤手当の支給等に関する細則、職員の単身赴任手当に関する細則、職員の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する細則、職員の特殊勤務手当の支給等に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員退職手当規程、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員の退職手当に関する細則、公立大学法人愛媛県立医療技術大学有期雇用職員給与規程、非常勤講師の報酬額について（理事長決定）、日々雇用職員の賃金日額について（事務局長決定）に基づき支給しております。

注3) 役員および教職員の報酬または給与の支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しています。

注4) 支給額には法定福利費は含んでいません。

(14) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

(15) 業務費及び一般管理費の明細

【単位：円】

教育経費		
消耗品費	8,708,322	
備品費	1,929,900	
印刷製本費	2,033,970	
水道光熱費	11,305,736	
旅費交通費	3,668,772	
通信運搬費	2,396,538	
賃借料	294,197	
保守費	6,131,077	
修繕費	1,435,134	
報酬・委託・手数料	5,407,579	
奨学費	2,545,050	
減価償却費	7,539,572	
雑費	326,509	53,722,356
研究経費		
消耗品費	5,747,060	
備品費	996,595	
印刷製本費	378,987	
水道光熱費	2,206,211	
旅費交通費	2,702,548	
通信運搬費	545,645	
賃借料	51,382	
保守費	1,194,949	
修繕費	92,347	

諸会費		103,000	
報酬・委託・手数料		196,249	
減価償却費		521,623	
雑費		7,087	14,743,683
教育研究支援経費			
消耗品費		2,190,312	
印刷製本費		112,266	
水道光熱費		1,276,702	
旅費交通費		284,275	
通信運搬費		2,649,374	
賃借料		329,614	
保守費		691,499	
修繕費		120,750	
諸会費		71,300	
報酬・委託・手数料		169,389	
減価償却費		2,208,862	
雑費		7,350	
図書費		643,699	10,755,392
受託事業費			748,529
役員人件費			
報酬			
報酬	23,233,692		
通勤手当	117,600	23,351,292	
賞与		8,786,506	
法定福利費		6,047,904	38,185,702
教員人件費			
常勤教員給与			
本俸	261,927,387		
超過勤務手当	1,447,493		
通勤手当	4,008,726		
その他の手当	21,630,592		
賞与	92,154,542		
退職給付費用	86,214,388		
法定福利費	85,202,500	552,585,628	
非常勤職員給与			
本俸	8,292,000	8,292,000	560,877,628
職員人件費			
常勤職員給与			
本俸	60,392,417		
超過勤務手当	8,863,796		
通勤手当	982,440		
その他の手当	4,962,656		
賞与	21,514,116		
法定福利費	11,360,849	108,076,274	
非常勤職員給与			
本俸	4,977,431		
法定福利費	99,544	5,076,975	113,153,249
一般管理費			
消耗品費		4,564,680	
備品費		430,500	
印刷製本費		2,083,830	
水道光熱費		7,185,570	
旅費交通費		2,192,222	
通信運搬費		1,518,350	
賃借料		1,740,621	
福利厚生費		580,924	
保守費		7,580,914	
修繕費		4,935,042	
損害保険料		1,210,110	
広告宣伝費		374,220	

諸会費	1,007,000	
報酬・委託・手数料	13,140,866	
租税公課	56,200	
減価償却費	3,552,449	
雑費	229,010	52,382,508

(16) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

現金及び預金の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
普通預金	126,356,962	
計	126,356,962	

資産見返物品受贈額の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
工具器具備品	1,318,456	
図書	282,916,791	
ソフトウェア	8,547,709	
計	292,782,956	

未払金の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
固定資産未払金	695,520	
その他未払金（人件費）	84,438,729	
その他未払金（物件費）	13,220,151	
計	98,354,400	

未払費用の明細

【単位：円】

区 分	期末残高	備 考
その他未払費用（物件費）	6,307,874	
計	6,307,874	